



厚生労働省

千葉労働局

Press Release

千葉労働局発表
平成29年11月27日

1の【照会先】

千葉労働局労働基準部賃金室
室長 北村 明典
室長補佐 林 三喜男
(電話)043 - 221 - 2328

2及び3(1)の【照会先】

千葉労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官
山本 政好
室長補佐 菅原 勇次
(電話)043 - 306 - 1860

3(2)の【照会先】

千葉労働局職業安定部職業対策課
課長 中村 芳明
課長補佐 山田 匡彦
(電話)043 - 221 - 4394

報道関係者 各位

平成29年度千葉県特定（産業別）最低賃金の改正について

～ 6業種についてそれぞれ18円から23円の引上げ～

1 千葉県特定最低賃金（産業別）の改正について、本年8月2日、千葉労働局長（塚本 勝利）から千葉地方最低賃金審議会（会長 中原秀登）に対し諮問を行った。

同審議会は6業種に働く基幹的労働者（注1）に適用される千葉県特定（産業別）最低賃金（注2）について、産業ごとに最低賃金専門部会を設置し、審議を重ね、下表の内容の答申を行った。これを受けて千葉労働局長は、答申内容の公示等所要の
手続きを経て、千葉県特定最低賃金を下表の通り改正する官報公示を行った。

これにより、効力発生日は平成29年12月25日となる。

2 千葉労働局では最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する委託事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「千葉県最低賃金総合相談支援センター」を設けている。

（ ☎ 0120 - 026 - 210 ）

3 千葉労働局では最低賃金引上げに向けた環境整備に係る中小企業・小規模事業者支援として、以下に掲げる助成金の支援・拡充を行っている。

- (1) 業務改善助成金 雇用環境・均等室 助成金係
(☎ 0 4 3 - 3 0 6 - 1 8 6 0)
- (2) キャリアアップ助成金 職業対策課 分室
(☎ 0 4 3 - 4 4 1 - 5 6 7 8)

業 種	改正額(時間額)	発 効 予 定 日	改正前(時間額)	引上げ額	
特 定 最 低 賃 金	調味料製造業	8 8 9 円	平成 29 年 12 月 25 日	8 6 8 円	2 1 円
	鉄 鋼 業	9 3 8 円	平成 29 年 12 月 25 日	9 1 5 円	2 3 円
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	9 0 2 円	平成 29 年 12 月 25 日	8 8 4 円	1 8 円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	9 0 6 円	平成 29 年 12 月 25 日	8 8 7 円	1 9 円
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	8 8 7 円	平成 29 年 12 月 25 日	8 6 9 円	1 8 円
	自動車(新車)小売業	9 0 0 円	平成 29 年 12 月 25 日	8 8 0 円	2 0 円

なお、千葉県内で働くすべての労働者に適用される千葉県最低賃金は平成 29 年 10 月 1 日に時間額 8 6 8 円に改正された。

(注 1) 基幹的労働者とは次の者を除く労働者

18 歳未満又は 65 歳以上の者

雇い入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中の者

清掃又は片付けの業務に主として従事する者

各機械器具製造業関係については、手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者

(注 2) 千葉県内で働く労働者すべてに適用される「千葉県最低賃金」(平成 29 年 10 月 1 日から時間額 8 6 8 円)とは別に、産業別の関係労使が、基幹的労働者を対象に労働条件の向上又は公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い賃金の設定を必要として認めたものに限定して、千葉労働局長が千葉地方最低賃金審議会の意見を聴いて設定したもの(最低賃金法第 15 条第 2 項)

なお、基幹的労働者に該当しない労働者には千葉県最低賃金が適用となる。

千葉県の最低賃金一覧表

千葉労働局

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

最低賃金件名	最低賃金額 時間額(円)	発効 年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	868	29.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	889	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	鉄鋼業	938	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ
	はん用機械器具、 生産用機械器具製造業 注	902	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 手作業による又は手工具若しくは小型動力工具を用いて行う かす取り、バリ取り、かしめ、選別、検数、さび止め又はマスク ングの業務 ロ 手作業による又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め 又はレッテルはりの業務 ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理、賄いその他これらに準ず る軽易な業務
	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製造業 (電球・電気照明器具製造 業、電気計測器製造業及び これらの産業において管 理、補助的経済活動を行う 事業所を除く。)	906	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操 作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工 業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴 あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別 の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具・理 化学機械器具製造業、医療 用機械器具・医療用品製造 業、光学機械器具・レンズ 製造業、時計・同部分品製 造業、眼鏡製造業	887	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として部品の組立て又は加工業務のうち、手作業による又 は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を 用いて行うかえり取り、バリ取り、かしめ、組線、巻線、取付け の業務 ロ 手作業による袋詰め、包装、箱入れの業務
	各種商品小売業 (注：衣・食・住にわたる各 種の商品を小売する事業 所で、その事業所の性格 上いずれが主たる販売商 品であるかが判別できな い事業所)	*868	29.10.1	*各種商品小売業の特定最低賃金(848円)は、平成29年度改正され なかったため、この額を上回る「千葉県最低賃金(868円)」が適用さ れます。
	自動車(新車)小売業	900	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ

注 はん用機械器具製造業...家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業(他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く)及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業...建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

支払い賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、賞与及び臨時の賃金は除外します。

お問い合わせは、千葉労働局賃金室(043-221-2328)又は最寄りの労働基準監督署へお尋ね下さい。

千葉労働局ホームページ
24時間テレホンサービス

<http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>
043-221-4700